

核融合科学研究所学術経営会議男女共同参画推進委員会設置要項

制 定 平成23年12月 6日 所長決定

最終改正 令和 5年 3月31日

(目的)

第1 この要項は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）における男女共同参画を推進するため、核融合科学研究所学術経営会議（以下「学術経営会議」という。）規則（令和4年核研規則第5号）第6条の規定に基づき、学術経営会議の下に置く男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2 委員会は、所長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、必要な措置を講ずる。

- (1) 男女共同参画の推進に関する事項
- (2) 男女共同参画に関する意見・相談窓口寄せられた意見等への対応
- (3) 男女共同参画に関する啓発活動に関する事項
- (4) その他男女共同参画に関する事項

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副所長
- (2) ユニット長のうちから1名
- (3) 総務企画課長
- (4) その他所長が必要と認めた者

2 前項第2号及び第4号の委員は、所長が委嘱する。

(任期)

第4 第3第2項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、副所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数及び議決)

第6 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(意見・相談窓口)

第8 管理部総務企画課に、男女共同参画に関する意見・相談を受け付けるための窓口を設置

する。

2 前項の意見・相談を受け付けた場合は、速やかに委員長へ報告するものとする。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(その他)

第10 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年12月6日から施行する。

2 この規則の施行後最初の委嘱に係る第3条第2項の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

1 この規則は、令和元年5月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2 この規則の施行後最初の委嘱に係る第3条第2項の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。